

「加工食品の原料原産地表示制度（案）」について（総論）

2017. 7. 12 食品表示部会委員
渡辺 健介

標記、変更点についての意見は、前回 6/29 に提出した意見書の通りですが、今回、総論についても議論する、ということなので、それについての意見を前回の各論に合わせ、提出いたします。

★ 今回の議論を通じ感じたのは、やはり早急に「すべての加工食品」を対象としたことが、制度を複雑にし、消費者にとっても事業者にとっても問題の多い表示制度になってしまっている、ということである。

今回の食品表示部会の議論を通じ感じたのは、やはり今回の表示制度（案）は、複雑でわかりにくく、消費者にとっても事業者にとっても、問題の多い制度になっていることである。その原因は、検討会での議論を停止して「すべての加工食品」を対象としたことにより、実行可能性と誤認防止を担保するために、可能性表示や大括り表示などを導入せざるを得なかったことによる。

原料原産地表示を導入するのであれば、原料原産地表示に対する消費者ニーズを解析し、丁寧に品目ごとの議論をすべきだったと考える。

★ 世界全体を見た場合、原料の原産地を意識していない原料が多く流通し、通常の原料として取引されている。今回の制度を導入するということは、今後のわが国の食品製造業では、そのような原料は使用できない、という従来とは異なる新しい商売をすることになる、ということである。

食糧の多くを海外に依存し、また、中国などの大国が、食糧の輸出国から輸入国になっていく中で、日本の食品製造業の競争力低下につながるとともに、割高な原料を使用せざるを得ないことによるコストアップにもなると考えられる。

★ 今回の制度を導入した後、適当な時期に、再度メリット・デメリットを検証し、この制度自体の存続も含め、検討すべきである。

今回の制度には、消費者への情報提供の拡大というメリットがある反面、上記に書いたようなデメリットも考えられる。今回の制度を導入した後、適当な時期に、再度消費者のニーズの解析と、制度のメリット・デメリットを検証し、この制度自体の存続も含め、検討すべきと考える。

以上